

建築基準法第86条の7に基づく
既存不適格調書（構造関係）

建築主事 様

年 月 日

建築主 住所 ○○県○○市○○
氏名 ○○ ○○
調査者 住所 ○○県○○市○○
資格 (○○) 建築士 (○○○) 登録第 ○○○ 号
氏名 ○○ ○○
電話 ○○○-○○○○-○○○○

(注意事項)

- 建築物の配置図及び平面図に、既往工事の履歴が分かるように記載してください。
- 確認済証、検査済証及び台帳記載証明書等の書類の写しを添付してください。
- 既存不適格部分が出る図面又は計算書を添付してください。無い場合は所見を記載してください。
- 既存部分の安全性を確認した資料（構造計算書、耐震診断書等）を添付してください。
- その他必要に応じて別途資料の添付が必要となる場合があります。

○既存建築物の概要

建築場所	○○市 ○○○○					
物件名	○○○○					
主要用途	共同住宅	延べ面積	900 m ²	階数	4 階 (地下 0 階)	
構造	鉄骨造	構造形式	ラーメン構造 (X方向)、ブレース構造 (Y方向)			
耐火構造	準耐火建築物 (簡易耐火建築物)	用途地域	第1種中高層住居専用地域	その他の地域地区	なし	
既往工事の履歴 (※欄が不足する場合は、別途資料を添付してください)	1回目	工事着工年月日	昭和50年6月1日			
		確認済証	有(第 号	年 月 日 交付)	・ 無	
		検査済証	有(第 号	年 月 日 交付)	・ 無	
		工事内容	鉄骨造の共同住宅(900m ²)の新築			
	2回目	工事着工年月日	年 月 日			
		確認済証	有(第 号	年 月 日 交付)	・ 無	
		検査済証	有(第 号	年 月 日 交付)	・ 無	
		工事種別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> 修繕・模様替 <input type="checkbox"/> 除却			
	3回目	工事着工年月日	年			
		確認済証	有(第 号	年 月 日 交付)	・ 無	
		検査済証	有(第 号	年 月 日 交付)	・ 無	
		工事種別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> 修繕・模様替 <input type="checkbox"/> 除却			
設計図書等の有無	<input type="checkbox"/> 意匠図 <input type="checkbox"/> 構造図 <input type="checkbox"/> 構造計算書 <input type="checkbox"/> 地盤調査資料 <input type="checkbox"/> 確認申請書 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (復元した意匠図、復元した構造図、復元した構造計算書、施工図、施工写真(基礎配筋))					

○基準時以前の建築基準関係規定の適合

確認方法	<input type="checkbox"/> 検査済証又は台帳記載証明書 (■現地調査 (詳細は別途調査報告書による。 内容) ■部材断面・寸法等の計測 <input type="checkbox"/> コンク ■溶接部の検査 (■外観検査 ■超音波探傷試験) ■柱脚部の調査 <input type="checkbox"/> その他 ()) ■施工資料 (当時) 内容) ■施工写真 <input type="checkbox"/> 各種試験結果 (<input type="checkbox"/> その他 ())	現存する資料にチェックを入れてください。 図書を復元した場合や当時の施工資料等が現存する場合は「その他」欄に記載してください。
		現地調査を行った項目にチェックを入れてください。 当時の施工資料により調査を省略する場合は「施工資料」欄の該当項目にチェックを入れてください。

○構造耐力規定の緩和

基準時	昭和56年6月1日		
既存不適格条項	■ 建築基準法 第20条第1項第2号		
	■ 建築基準法施行令 第82条の3		
	□ 年 月 日 省告示 第 号		
既存不適格の内容	旧耐震基準で設計されている (保有水平耐力の規定に不適合)		
既存不適格の部分	構造計算の方法		
増築等に係る部分の床面積	400 m ² (A)	基準時以降に増築等を行った部分の面積	0 m ² (B)
基準時における延べ面積	900 m ² (C)		
適用する緩和	□ 令第137条の2第一号イ又はロ (基準時の延べ面積の1/2 超え⇒A+B > C/2)		
	■ 令第137条の2第二号 (基準時の延べ面積の1/2 以下⇒A+B ≤ C/2)		
	□ 令第137条の2第三号 (基準時の延べ面積の1/20 以下かつ50 m ² 以下 ⇒ A+B ≤ C/20、50 m ²)		
	□ 令第137条の12 (大規模の修繕又は大規模の模様替)		
既存部分の検討項目	① 令第137条の2第一号イ (構造上一体とした場合) <ul style="list-style-type: none"> □ 建築物全体で、令第3章第8節に規定する構造計算により安全性を確認する □ 耐久性等関係規定に適合している □ 建築設備の規定 (平17国交告第566号第1第一号) に適合している □ 屋根ふき材等の規定 (昭46建告第109号) 及び特定天井の規定 (平25国交告第771号又は大臣認定又は落下防止措置) に適合している (法第20条第1項第一号後段に規定する構造計算により安全性を確認する場合を除く) 		
	② 令第137条の2第一号ロ (構造上 Exp. J 等で分離した場合) <ul style="list-style-type: none"> □ 地震に対して下記のいずれかに該当 <ul style="list-style-type: none"> □ (i) 令第3章第8節に規定する構造計算により安全性を確認する □ (ii) 地震に対して、令第3章第8節に規定する構造計算により安全性を確認する (法第20条第1項第一号建築物を除く) □ (iii) 耐震診断基準 (新耐震基準を含む) に適合している □ 地震以外の荷重・外力に対して構造計算 (令第82条第一号から第三号まで) により安全性を確認 ((i) の場合を除く) □ 耐久性等関係規定に適合している □ 建築設備の規定 (平17国交告第566号第1第一号) に適合している □ 屋根ふき材等の規定 (昭46建告第109号) 及び特定天井の規定 (平25国交告第771号又は大臣認定又は落下防止措置) に適合している (法第20条第1項第一号後段に規定する構造計算により安全性を確認する場合を除く) 		
	③ 令第137条の2第二号 (構造上一体とした場合) <p>(1) から(3)のいずれかに適合するものであること</p> (1) □ 地震に対して下記のいずれかに該当 <ul style="list-style-type: none"> □ 建築物全体で、令第3章第8節の規定 (地震に係る部分) により安全性を確認している □ 令第42条、令第43条、令第46条第1項から第3項まで及び第4項 (表3に係る部分を除く) の規定 (枠組壁工法又は木質プレハブ工法の場合は平13国交告第1540号第1から第10までに適合している (法第20条第1項第四号の建築物で木造のものに限る)) □ 耐震診断基準 (新耐震基準を含む) に適合している (建築物の架構を構成する部材に追加及び変更 (当該部材の強度及び耐力が上昇する変更を除く) が無い場合に限る) □ 地震以外の荷重・外力に対して下記のいずれかに該当 <ul style="list-style-type: none"> □ 建築物全体で、令第3章第8節の規定 (地震に係る部分を除く) により安全性を確認している □ 令第46条第4項 (表2に係る部分を除く) の規定 (枠組壁工法又は木質プレハブ工法の場合は平13国交告第1540号第1から第10までに適合している (法第20条第1項第四号の建築物で木造のものに限る)) □ 耐久性等関係規定に適合している □ 建築設備の規定 (平17国交告第566号第1第一号) に適合している		

今回の増築工事で適用する規定にチェックを入れてください。

今回の増築工事で該当する項目にチェックを入れてください。

- 屋根ふき材等の規定（昭 46 建告第 109 号）及び特定天井の規定（平 25 国交告第 771 号又は大臣認定又は落下防止措置）に適合している（法第 20 条第 1 項第一号後段に規定する構造計算により安全性を確認する場合を除く）
- (2) 令第 3 章第 1 節から第 7 節の 2 まで（令第 36 条、令第 38 条第 2 項から第 4 項までを除く）の規定に適合し、かつ、基礎の補強について、平 17 国交告第 566 号第 4 の規定に適合している（法第 20 条第 1 項第四号の建築物に限る）
- (3) ①令第 137 条の 2 第一号イ（構造上一体とした場合）に定める基準に適合している
- ④ 令第 137 条の 2 第二号（構造上 Exp. J 等で分離した場合）
 - (1) から (3) のいずれかに適合するものであること
 - (1) 地震に対して下記のいずれかに該当
 - 令第 3 章第 8 節の規定（地震に係る部分）により安全性を確認している
 - 令第 42 条、令第 43 条、令第 46 条第 1 項から第 3 項まで及び第 4 項（表 3 に係る部分を除く）の規定（枠組壁工法又は木質プレハブ工法の場合は平 13 国交告第 1540 号第 1 から第 10 までに適合している（法第 20 条第 1 項第四号の建築物で木造のものに限る）
 - 耐震診断基準（新耐震基準を含む）に適合している（法第 20 条第 1 項第一号の建築物の場合は下記 (iii) にも適合すること）
 - 地震以外の荷重・外力に対して下記のいずれかに該当
 - (i) 令第 3 章第 8 節の規定（地震に係る部分を除く）により安全性を確認している
 - (ii) 令第 46 条第 4 項（表 2 に係る部分を除く）の規定（枠組壁工法又は木質プレハブ工法の場合は平 13 国交告第 1540 号第 1 から第 10 までに適合している（法第 20 条第 1 項第四号の建築物で木造のものに限る）
 - (iii) 令第 82 条第一号から第三号までの規定（地震に係る部分を除く）により安全性を確認している（法第 20 条第 1 項第一号の場合は耐震診断基準（新耐震基準を含む）に適合すること）
 - 耐久性等関係規定に適合している
 - 建築設備の規定（平 17 国交告第 566 号第 1 第一号）に適合している
 - 屋根ふき材等の規定（昭 46 建告第 109 号）及び特定天井の規定（平 25 国交告第 771 号又は大臣認定又は落下防止措置）に適合している（法第 20 条第 1 項第一号後段に規定する構造計算により安全性を確認する場合を除く）
- (2) 令第 3 章第 1 節から第 7 節の 2 まで（令第 36 条、令第 38 条第 2 項から第 4 項までを除く）の規定に適合し、かつ、基礎の補強について、平 17 国交告第 566 号第 4 第の規定に適合している（法第 20 条第 1 項第四号の建築物に限る）
- (3) ②令第 137 条の 2 第一号ロ（構造上 Exp. J 等で分離した場合）に定める基準に適合している
- ⑤ 令第 137 条の 2 第三号（基準時の延べ床面積の 1/20 以下かつ 50 m²以下）
 - (1) 又は (2) のいずれかに適合するものであること
 - (1) 既存部分の危険性が增大しない接続方法（Exp. J 等）
 - 建築物全体で、令第 3 章第 8 節に規定する構造計算により安全性を確認する
 - 部分的な構造検討により安全性を確認する
 - (2) ①令第 137 条の 2 第一号イ（構造上一体とした場合）もしくは③令第 137 条の 2 第二号（構造上一体とした場合）に定める基準に適合している
- ⑥ 令第 137 条の 12（大規模の修繕又は大規模の模様替）
 - 構造耐力上の危険性が增大しない

○総合所見

現地調査及び復元した図書により法適合状況調査を行った結果、建築当時の構造耐力規定への適合を確認した。
また、平成〇年に耐震診断を行っており、診断の結果により耐震補強を行っている。